

総行行第107号  
国不入企第3号  
令和4年4月14日

熊本県土木部長 殿  
熊本県総務部長 殿  
熊本市総務局長 殿  
熊本市財政局長 殿

総務省自治行政局行政課長  
( 公 印 省 略 )

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長  
( 公 印 省 略 )

平成28年熊本地震の被災地域での建設工事等における  
予定価格の適切な設定等について

平成28年熊本地震の被災地域での建設工事における予定価格の設定については、「平成28年熊本地震の被災地域での建設工事における予定価格の適切な設定について」（平成29年1月23日付け国土入企第19号）等において、国土交通省直轄工事の積算方法を参考として、適切に実施していただくよう依頼してきたところです。

平成28年熊本地震の被災地域においては、上記の通知後も、積算基準において想定している状況と実態に乖離が見られることを踏まえ、今般、国土交通省直轄工事における積算方法について、別添のとおり、令和4年度の運用が定められましたので、これを参考として、引き続き、適切な予定価格の設定に努めていただくようお願いいたします。

また、「平成28年熊本地震の被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について」（平成28年8月31日付け総行行第173号・国土入企第17号）等を踏まえ、引き続き、積極的な見積の活用による積算や施工地域の実態に即した実勢価格等の機動的な把握による適切な予定価格の設定に努めていただくとともに、工事費の精算に当たっても、単品スライド条項の適切な実施や、遠隔地からの建設資材調達や地域外からの労働者確保に伴う設計変更による請負代金額の変更など、適切な支払いに努めていただくよう、改めてお願いいたします。

熊本県におかれては、県内の市町村（指定都市を除く。）に対しても周知をお

願いたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

国技建管第15号  
国総施安第5号  
令和4年3月17日

九州地方整備局 技術調整管理官 殿

大臣官房技術調査課  
建設システム管理企画室長  
総合政策局公共事業企画調整課  
施工安全企画室長  
(公印省略)

令和4年度 熊本地震の復興・復旧事業等における  
積算方法等について

熊本地震の復興・復旧事業等における直轄工事の予定価格の作成については、「令和3年度 熊本地震の復興・復旧事業等における積算方法等について」(令和3年3月9日付国技建管第16号、国総公第116号)により、通知しているところである。

今般、上記通知後も基準において想定している状況と実態に乖離が見られることを踏まえ、下記のとおり措置されたい。

記

1. 適用対象工事

熊本県内で実施される工事で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に入札書提出期限日を設定する工事。

2. 補正方法

(1) 日当たり作業量の補正

【対象歩掛】 土工に関する歩掛

【補正内容】 作業日当たりの標準日当たり作業量を20%低下する補正

※補正後の作業日当たり作業量=作業日当たりの標準日当たり作業量×0.8

(2) 間接工事費の補正

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について（令和4年2月25日付国官技第296号）の共通仮設費率及び現場管理費率の補正に係る「その他」のイ）に該当するものとし、対象工事と補正係数は以下のとおりとする。

【対象工事】全ての土木工事

【補正係数】「土木工事標準積算基準」等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じるものとする。

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1.1
現場管理費	1.1

3. 適用にあたって

本通知の適用対象工事においては、当該補正を行って積算を行うことを入札公告等に明記し、予定価格の算出にあたっては、本通知に基づき算出すること。

4. 既契約工事について

既契約工事については、本通知の適用対象外とする。

以上